

「第3次赤磐市健康増進計画」策定支援業務仕様書

1. 業務名

「第3次赤磐市健康増進計画」策定支援業務

2. 期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

3. 目的

全ての市民が生涯にわたって健やかで心豊かに生活できるまちづくりの実現をめざすため、国や県の動向をみて、健康増進法、食育基本法等に基づいた赤磐市健康増進計画を策定することを目的とする。策定期間は令和9年度から令和16年度の8年間とする。

4. 業務内容

(1) 基礎的な地域データ及び資料の整理分析

国の動向、県の関連計画、赤磐市の概要及び社会経済的特性等について、赤磐市が提供するデータや資料をもとに整理分析を行う。

(2) 住民アンケート調査

住民の生活実態や健康状態、健康増進施策に対する意識を把握し、計画策定の基礎資料とする。調査票の印刷、配布に必要な作業は、受託者が行う（回収に関する費用については委託者が負担する）。受託者は調査票の設計及び委託者から受領した回収票の入力・集計・分析を行い、調査結果を報告書としてとりまとめる。

【アンケート調査の実施概要】

調査対象	市内高校生・18歳以上の一般市民 2,500票
調査方法	郵送法及びWEB調査
集計方法	単純集計、属性別クロス集計、その他分析上必要な設問間のクロス集計

調査対象	小中学生・未就学児の保護者 1,500票
調査方法	WEB調査
集計方法	単純集計、属性別クロス集計、その他分析上必要な設問間のクロス集計

(3) 現行計画（第2次）の評価と検証

現状を分析するにあたって、市の統計資料・保健データ等を用いながら、これまでの取組実績の評価、国・県の関連計画の動向及び先進自治体の情報の収集をふまえ分析・整理し健康課題を明確化する。

- ・地域の基本特性（人口動態等）の整理・分析
- ・現計画の分野別取組に関する評価
- ・健康づくりに関わる他分野の施策状況の分析・検証などの市の上位計画及び関連計画の動向把握と整合性の確保

(4) 関係団体等に対する調査

健康増進に関する活動を行う団体及び庁内関係課（10団体程度）に対して、活動状況や課題、地域福祉に対する意見等を聴取するための調査を実施する。受託者にて調査シートを作成し、関係団体等がシートに必要な事項を記入する。関係団体等への配布・回収は委託者が行い、受託者が結果の取りまとめを行うものとする。

(5) プランニング策定業務（計画の策定）

- ① 計画の構成に検討（基本理念，基本目標，具体的施策の設定等）
- ② 構成項目に基づく施策の文章化，素案編集
- ③ 計画改定に係る会議における討議内容，課題の検討及び計画への反映

(6) 計画書及び概要版編集

各計画書及び概要版の企画・デザイン・編集・構成・修正等を行う。編集にあたっては、市民に分かりやすく読み手の興味をひくデザイン・構成に配慮すること。

(7) 計画策定委員会等の運営補助

健康増進計画の策定にあたって開催する会議・ヒアリング

- ① 策定委員会（3回）
- ② 庁内・関係団体とのヒアリング（必要に応じ調整）の運営補助（資料作成、出席、議事要旨作成）及び取りまとめを行う。

(8) パブリックコメントの実施支援

計画素案についてのパブリックコメントを委託者が実施するにあたり、実施方法やとりまとめに関するアドバイスを行う。

(9) 健康増進・食育推進等に関する各種情報提供支援

健康増進・食育推進等に関する動向は日々目まぐるしく変化しており、本計画は国の方針を鑑みながら策定することが必要である。厚生労働省や農林水産省等から指針の公表や会議の開催が行われた際には、公表内容の要約版を作成して赤磐市に提供するとともに、調査手法や分析方法を検討することが望ましい。

(10) 健康増進・食育推進に関する例規情報提供

全国の健康増進・食育施策に関する自治体の条例・規則及び要綱等について、参考となる情報提供を行う。赤磐市の現行例規と他自治体の横並び比較表を作成し相違箇所を明確にした資料を作成することが望ましい。

5. 成果品

健康増進計画と健康増進計画概要版のみ納品期限は、令和9年3月3日（水）午前11時まで、納品場所は、赤磐市役所保健福祉部健康増進課（〒709-0898 赤磐市下市344）とする。

- ・アンケート調査報告書（A4判、150頁程度、1色刷）：50部
- ・健康増進計画（A4判、100頁程度、1色刷）：300部
- ・健康増進計画概要版（A4判、4頁程度、4色刷）：18,000部
- ・上記データ一式
- ・健康増進・食育推進等に関する各種情報提供資料一式

6. その他

- （1）本業務を進めるにあたって、個人情報及びプライバシーの保護が必要であることから、受託者は、個人情報保護法を遵守するとともに、「プライバシーマーク」認証を要する。
- （2）受託者は、全国での健康増進計画の業務受託実績があること。ただし、計画支援全体の実績とし、アンケート調査や印刷など業務の一部の実績は除く。
- （3）その他、計画策定に必要な業務については別途提案を行うこと。
- （4）本業務の履行に際しては、過去に健康増進事業計画の策定支援業務において経験豊富で、健康増進法や食育基本法等に精通した者を主担当者及び副担当者として配置することが望ましい。
- （5）受託者は、業務実施に際して市担当者と緊密に連絡を取り合い、業務を進めること。
- （6）受託者は、業務に係る打ち合せを適時実施し、打ち合わせ録を作成すること。
- （7）市は、業務の遂行上必要な資料で、市が所有している提供可能な資料について貸与する。この場合、受託者は業務が完了したときに、速やかに返却するものとする。その他業務遂行期間内に生じた疑義、問題点等についてはその都度打合せを行い、迅速に対応すること。
- （8）個人情報保護法、各省庁が作成した個人情報に関するガイドラインを遵守し、基礎調査、アンケート等のため市が提供した個人情報について、受託者は受託業務以外に使用しないものとし、第三者に提供してはならない。
- （9）本業務で知りえた情報や市が提供した資料について、目的外に使用し、外部へ漏えいしてはならない。
- （10）著作権、肖像権を侵害しないこと。
- （11）印刷物等については、著作権は市に帰属するものとする。
- （12）仕様書に記載されていない業務が発生した場合は、双方で協議し、対応の可否を含めて別途決定する。
- （13）この仕様書に定めるもののほか必要な事項が生じた場合は、その都度協議するものとする。

以上